

総務部

総務企画委員会 【所管関係資料】

9月8日提出

令和 8 年第 2 回定例会（ 9 月議会） 所管事項審査関係資料

令和 8 年 9 月 8 日
総 務 部

【所管事項】

行 政 経 営 課	令和 7 年度内部統制評価報告書について	・ ・ ・ 3
行 政 経 営 課	行政改革の取組方針(令和 4 ～ 7 年度)の評価について	・ ・ ・ 4
財 政 課	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について	・ ・ ・ 9
総 合 防 災 課	特定利用空港・港湾に関する対応状況等について	・ ・ ・ 1 3
総 合 防 災 課	秋田県防災基本条例（仮称）骨子案について	・ ・ ・ 1 4

令和7年度内部統制評価報告書について

行政経営課

1 内部統制制度の概要

- ・内部統制は、事務上のリスクをコントロールし、組織として事務の適正な執行を確保するために行うもの。
- ・地方自治法の規定により、その実施状況について、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出することとされている。

2 評価結果の概要

下表のとおり、本県の内部統制は有効に運用されていないと評価した。

区分	規定等の整備面	事務の運用面
全庁的な内部統制	不備なし	不備なし
業務レベルの内部統制	不備なし	国庫補助の対象となる建設工事に関する事務において、交付決定前に工事契約を行ったことにより、国庫補助金（350万円）の返還となる事案が発生。 ⇒国庫補助金の返還により県費の負担が発生しており、県の組織に大きな経済的不利益が発生したことから、 <u>重大な不備に該当</u>

3 監査委員による審査結果

監査委員からは、令和8年9月7日付けで、評価結果は相当である旨の審査意見書が提出された。

4 今後の対応

- (1) 発生した重大な不備については、再発防止に向け、当該業務の執行体制及び実施手法を見直すとともに、事案の具体的内容や原因を全庁的に共有し、同種事案の再発防止に万全を期していく。
- (2) ヒヤリハットを含めたナレッジ（事例や知見）の共有や組織内におけるコミュニケーションの活性化を推進することで、内部統制の実効性を高めていく。

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の評価について

行政経営課

１ 令和７年度の評価結果

取組方針に掲げる各取組について評価を行った結果、Ａ評価１２項目（60％）、Ｂ評価６項目（30％）、Ｃ評価１項目（5％）となった。

※評価対象外１項目

（評価の内訳）

改革の柱・取組項目	項目数	令和7年度評価結果			
		A	B	C	対象外
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進					
1 県民の利便性の向上	6	4	2	0	0
2 効果的・効率的な業務の遂行	6	3	2	1	0
Ⅱ 官民対話の更なる促進					
1 官民による双方向対話の促進	4	2	2	0	0
2 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	4	3	0	0	1
計	20	12	6	1	1
(参考) 令和6年度評価結果	20	14	4	1	1

【 評価方法 】 各所管課において、取組の実施状況及び目標に対する実績を踏まえ評価を実施

【 評価結果 】 Ａ：概ね順調 Ｂ：一部改善の余地あり Ｃ：要改善

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和７年度の評価結果一覧

(参考)

改革の柱	取組項目	取組名	目標等				担当課	評価結果	R6 評価結果
		取組内容		策定時の状況	R7実績	最終目標等			
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) D×推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化							
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合 (見直し手続数/法令等による存続を除く手続数)	書面：59.6% 対面：54.5%	書面：94.9% 対面：86.8%	書面・対面ともに100%	行政経営課	B	B
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合 (法律要件等を除く)	—	63%	50%	税務課	A	A
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入							
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	61%	100%	会計課	B	A
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	—	38,585件	31,200件 (自動車税) (個人事業税) (不動産取得税)	税務課	A	A
		(3) 公共施設におけるサービス改善の推進							
		① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数 (累計)	0施設	63施設	63施設	行政経営課	A	A
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数 (累計)	0施設	24施設	21施設	行政経営課	A	A
	2 効果的・効率的な業務の遂行	(1) 業務改善の推進							
		① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数 (R4～7年度累計)	—	1,182件	600件 (1班1見直し)	行政経営課	A	A
		② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数 (毎年度0件を目指す)	1件 ※R2年度実績	1件	毎年度0件	行政経営課	C	C
		(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備							
		① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	成長を実感している職員の割合	66.3%	64.5%	75.0%	人事課	B	B
		② 多様な人材が活躍できる職場づくり	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合	65.2%	74.7%	75.0%	人事課	B	A
		(3) 県・市町村間の協働の推進							
		① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	県・市町村協働政策会議等の開催回数 (R4～7年度累計)	5回	16回	16回	市町村課	A	A
		② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数 (累計)	16処理区 ※R2年度実績	31処理区	29処理区	下水道マネジメント推進課	A	A

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和７年度の評価結果一覧

（参考）

改革の柱	取組項目	取組名	目標等	策定時の状況	R7実績	最終目標等	担当課	評価結果	R6 評価結果	
		取組内容								
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進								
		① 広報媒体の特性を生かしたクロスメディアによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注1	65.1%	58.3%	70.0%	マーケティング戦略課	B	B	
		② 利用者の視点によるウェブサイト・SNS等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注2 イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 31.1% イ 288,362	ア 25.0% イ 127,000	マーケティング戦略課	A	A	
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進								
		① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	340回	160回	行政経営課	A	A	
		② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	45人	60人	行政経営課	B	B	
	2 県有連携手法の整備等導入に係る促進	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成								
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のPPP／PFIに対する理解の度合い	38.8%	95.4%	80.0%	行政経営課	A	A	
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	—	100%	80.0%	行政経営課	A	A	
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進								
		① 優先的検討方針に基づくPPP／PFI手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	17施設	16施設	行政経営課	A	A	
		② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（R5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	—	—	R5年度中に適否を判断	スポーツ振興課	— ※注3	—	

※注１ 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注２ 「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、X、フェイスブック、動画サイト等）」の割合

※注３ 目標(令和5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する)達成済みのため評価対象外

2 行政改革の取組方針（令和４～７年度）における主な取組の成果と今後の方針

取組項目	主な取組の成果（これまでの実績・課題）	今後の方針
I－１ 県民の利便性の向上	手続きのデジタル化やキャッシュレス化に取り組み、書面・対面による手続きの見直し件数の割合は着実に上昇した。 キャッシュレス化については、県税の納付件数が目標を大きく上回ったほか、各種手数料等においては、期間内に目標に達しなかったものの、新システムの稼働により今年度中に対象手続きの全てがキャッシュレス化されることとなっている。 目標に達しなかった項目はあるものの、申請手続きの電子化や決済方法の多様化など、県民の利便性向上に資する環境整備が進んだ。	県民の利便性向上につながる仕組みづくりについては、一定の進捗がみられたことから、今後は、こうした仕組みの県民への利用促進を図ることで、さらなる利便性の向上と持続可能な行政運営のための業務の効率化につなげていく。
I－２ 効果的・効率的な業務の遂行	職員の主体的なキャリア形成の支援や職員間のミーティングにより成長を実感させる機会の創出などに取り組んだ。 また、「コラボレーションツール」の導入や他課の業務等に従事できる「庁内マルチワーク制度」の実施などにより、働きやすさや働きがいを感じられる職場環境の整備を進めた。 全職員における成長実感等の割合は目標に届かなかったものの、若手職員の成長実感や職員の意欲は着実に向上しており、専門性の向上や職場での能力発揮に寄与したものと捉えている。	前向きに挑戦するマインドセットの定着をはじめ、マーケティング手法習得などによる人材の育成を進めるほか、民間企業や公務員の経験者採用枠を活用した多様な人材の確保などにより、持続可能な組織体制の構築に取り組んでいく。
II－１ 官民による双方向対話の促進	SNSなどのインターネットメディア、広報紙や新聞広告、テレビやラジオ等の広告媒体を連携させた発信やウェブアクセシビリティの向上などにより、ウェブサイトのアクセス数は目標を大きく上回ったものの、県民意識調査における広報活動の現状評価は目標に達しなかった。 施策推進に向けた官民対話の実施回数については、目標を大きく上回り、民間企業や各種団体等の多様な主体との対話も着実に進んだ。	情報の発信においては、アンケート調査の実施とその分析をもとに、今後の県広報全体のあり方や効果的な手法を検討し、各広報媒体の特性を生かした戦略的な広報につなげていく。 また、県民ニーズを踏まえた施策の推進に当たっては、引き続き、多様な声を適時・的確に把握するとともに、迅速な対応や施策・事業の成果追求に継続して取り組んでいく。

取組項目	主な取組の成果（これまでの実績・課題）	今後の方針
Ⅱ－２ 県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	県や市町村、県内企業、大学、金融機関等で構成する公民連携地域プラットフォームにおいて、セミナー等を通じた県内企業の参入メリット等についての理解促進に努めた結果、参加者のPPP/PFIに対する理解度が目標を大きく上回った。 また、県有施設の整備等において、プラットフォームの活用等によるPPP/PFI手法の導入を検討した結果、サウンディング実施施設数も目標を上回る実績となった。 これらの取組により、公共施設における公民連携手法の活用が進んだ。	今後の公共施設等の適正配置や機能更新においては、施設の集約化・複合化等による機能強化を検討するとともに、利用者のニーズ調査や利用状況等を踏まえた施設のあり方検討を実施し、公民連携手法の導入について一層の推進を図ることで持続可能な行政サービスの提供に取り組んでいく。

３ 外部有識者からの意見聴取

主な意見

- ・ 県民の利便性向上に向けた「オンライン申請・手続き」について、個人と事業者とでは、利用率や浸透度に差が生じていると思われる。事業者によるオンラインの利用は進んでいる一方で、一般県民への周知や利用促進に向けた働きかけが必要である。
- ・ 県と市町村の共通の課題として「専門人材の不足」が挙げられる。県・市町村協働政策会議の場で水平連携や垂直補完といったテーマを積極的に取り上げ、具体的な仕組みづくりを検討してはどうか。
- ・ 情報発信に関しては、ここ１～２年、特に防災などの安全情報の発信をきっかけに県の公式LINEの登録者数が大幅に増加したのではないかと。こうしたLINEなどの身近なツールを活用して、必要な情報を確実に手元に届ける工夫をさらに進めてほしい。
- ・ 公民連携手法の導入推進について、民間事業者とのより緊密な対話や行政側の企画立案能力の向上は、今後ますます重要になることから、実際の事業展開に結びつけるため、多角的な視点から研究を深め、強力に推進していただきたい。

４ 今後の対応

- ・ 改善や継続的な対応を要する取組については、各所管課において着実に実施していく。
- ・ 新たに策定した「行財政運営方針」に基づき、「人材確保・育成」「財政の健全化」「持続可能な行政運営」を一体的に推進することで、将来にわたって持続可能な行政サービスの提供体制を構築していく。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について

財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおり。

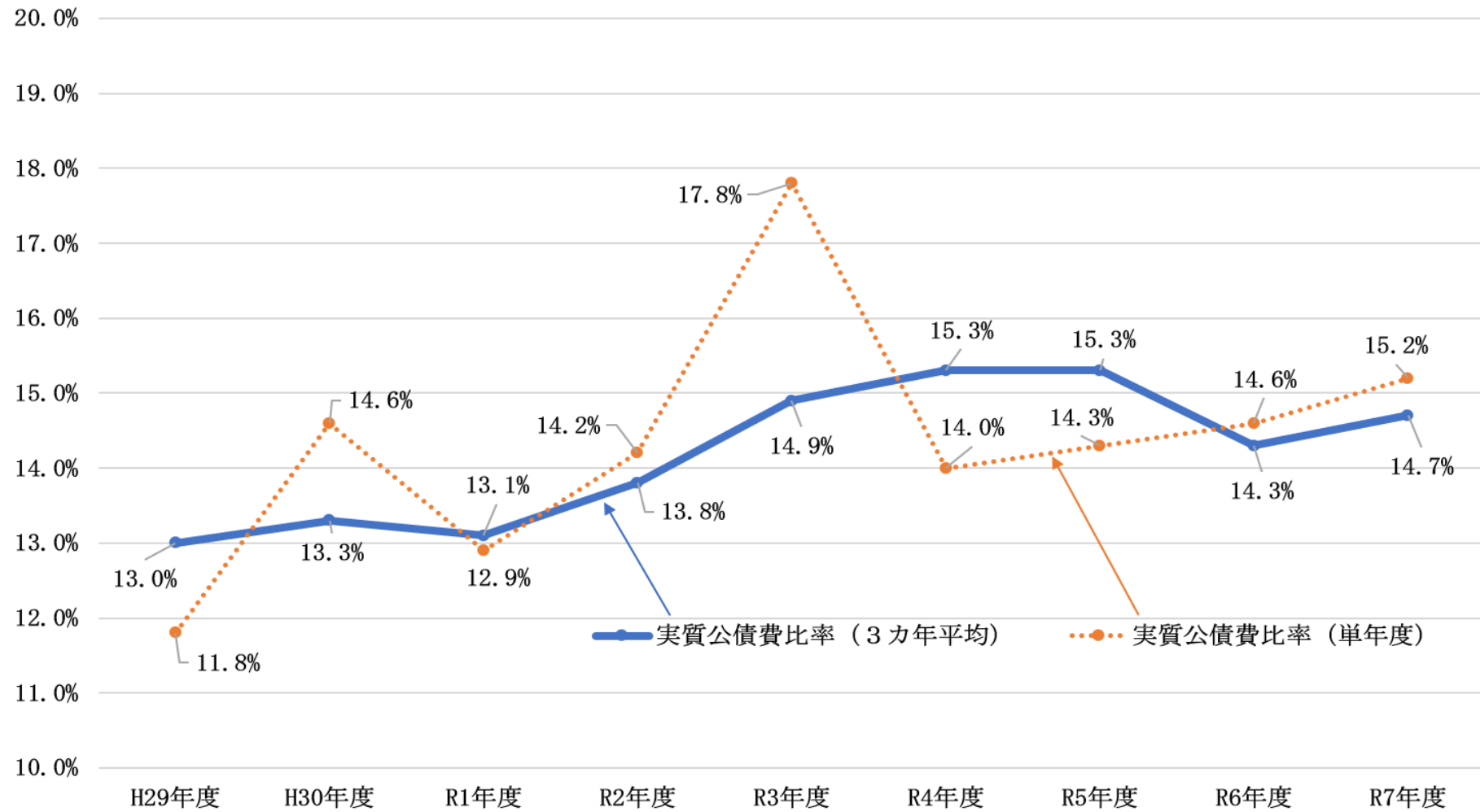
		R 7 決算	R 6 決算	R 7－R 6
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※3カ年平均）	14.7%	14.3%	+0.4
	将来負担比率	239.9%	232.9%	+7.0
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

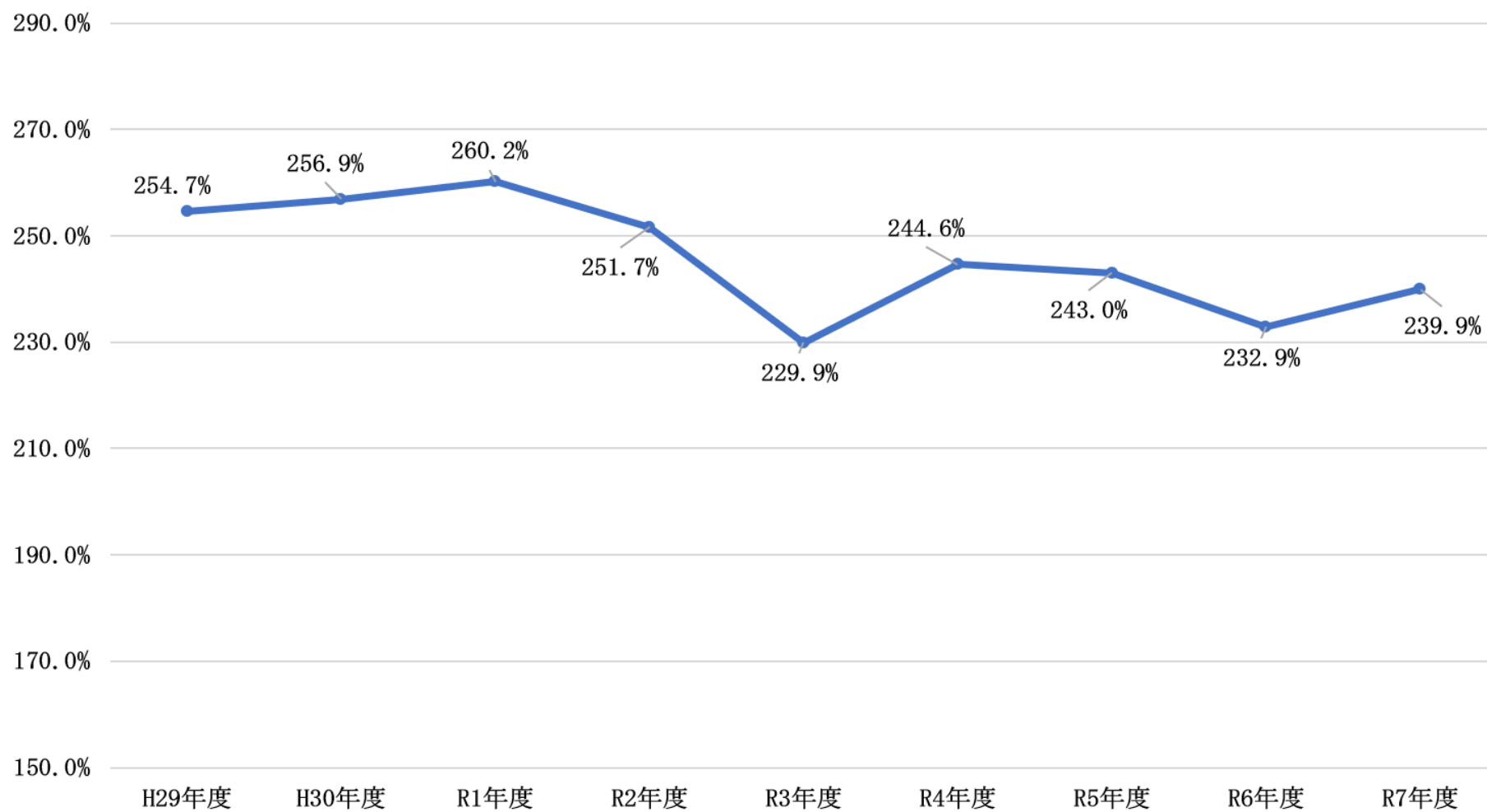
R 7 決算：14.7%（R 7：15.2%、R 6：14.6%、R 5：14.3%の平均値）

R 6 決算：14.3%（R 6：14.6%、R 5：14.3%、R 4：14.0%の平均値）

実質公債費比率の推移



将来負担比率の推移



〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実 質 赤 字 比 率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将 来 負 担 比 率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

※財政再生基準・・・・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければならない。

国（内閣官房、防衛省、国土交通省、海上保安庁）から特定利用空港・港湾として位置付けることについて説明を受けている4施設（秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港）について、6月議会終了後に実施した調査・関係者への説明等の進捗状況及び今後の対応方針は、次のとおり。

1 対応状況

（１）国内における特定利用空港・港湾の状況

既に特定利用空港・港湾に位置付けられている空港・港湾について、インフラ管理者や防衛省に位置付け前後の利用状況や地域への影響等について聞き取りを行い、以下の状況を確認した。

- ・ 訓練回数については、空港・港湾により異なるが、事前調整が行われており、民生利用に影響が出るような大きな変化はない。
- ・ 国が策定した年間訓練計画等について、国と県が継続的に協議・調整する場が定期的に設けられている。

（２）本県における空港・港湾の状況

①空港

秋田空港に係る協定については、防衛省と見直しの方向性等について協議し、第4「戦闘機の訓練に使用しない」旨の規定を削除する方向での調整を行っている。

◆航空自衛隊航空救難団秋田救難隊の設置運用に関する協定

<現行>

第4 防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、
また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。

<見直し案>

第4 防衛省は、秋田空港に戦闘機を配備しないもの_____
_____.とする。

②港湾

8月18日に秋田港、船川港の関係団体等に対し、説明会を行った。

- ・ 参加者：港湾振興会、漁業協同組合、港湾建設協会、フェリー・物流事業者等 37名
- ・ 特定利用空港・港湾に位置付けることへの反対意見はなし。

2 今後の対応方針

- ・ 秋田空港については、引き続き、防衛省と協定見直しに向けた調整を行う。
- ・ 秋田空港、大館能代空港の関係団体等に対し、説明を行うこととしている。
- ・ 4施設における最終的な受入の可否及び時期について適切に判断していく。

秋田県防災基本条例（仮称）骨子案について

総合防災課

1 制定の目的

防災について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、学校等、自主防災組織等、消防団等、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、防災に関する取組の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災を推進し、もって県民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害に強い地域社会の実現に寄与する。

2 検討状況

(1) 第1回県民アンケート

- ・実施日 令和8年6月5日～7月7日
- ・回答数 618件
- ・調査結果 別紙のとおり

(2) 第1回秋田県防災基本条例（仮称）検討会議 （有識者会議）

- ・開催日 令和8年7月17日
- ・出席者 委員10名、アドバイザー1名
- ・主な発言 別紙のとおり

3 骨子案

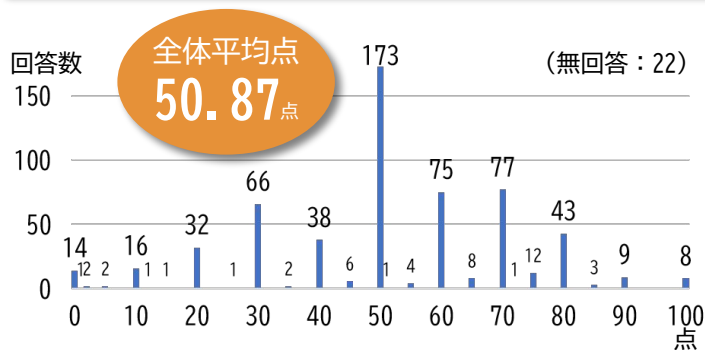
別紙のとおり

4 今後のスケジュール

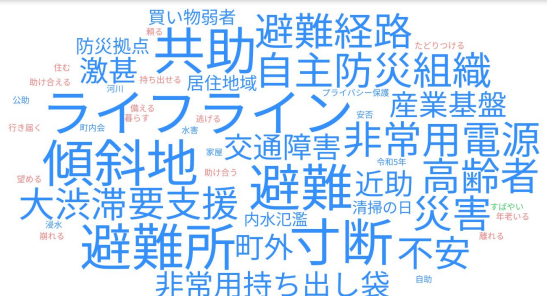
令和8年8月～10月	第2回県民アンケート	令和9年1月	第3回有識者会議
10月11日	防災シンポジウム	2月議会	条例案の提出
10月27日	秋田県防災会議	3月	条例公布・施行
11月5日	第2回有識者会議		
12月議会	条例素案の説明		
12月～1月	パブリックコメント		

第1回県民アンケート【テーマ『災害への備え』】の結果の概要

あなた自身やあなたの周りでの日頃の『災害への備え』を自己採点してください。（100点満点）



地域で大規模な自然災害が発生することを想定した場合、どのようなことを不安に感じますか。（自由記述）



※この画像は、ユーザーローカル テキストマイニングツール (<https://wordcloud.userlocal.jp/>) を使用して作成しました。

第1回有識者会議における主な発言

- ❑ 各主体が協働で防災に取り組むことを強調すべき。
- ❑ 人口減少に対応した防災DXの推進が必要。
- ❑ 防災に関する建設・物流事業者の担う役割は重要。
- ❑ 平時から復旧まで継続した医療・福祉の取組が必要。
- ❑ 災害関連死防止の視点を取り入れるべき。
- ❑ 市町村の受援体制の強化が必要。
- ❑ 消防団について条例に盛り込んでほしい。

秋田県防災基本条例（仮称）骨子案

基本理念

- ❑ **山地が多い地勢、積雪・寒冷な気候**等の**自然的特性**に鑑み、災害の発生を想定・防除
- ❑ **人口減少・高齢化**等の社会情勢の変化を踏まえ、**地域コミュニティ維持**の取組や**防災DX**と一体的に推進
- ❑ **自助・共助・公助**の取組を一体的に行い、適切な役割分担に基づく協働を推進
- ❑ **災害関連死を含む人身被害ゼロ**を目指し、人の生命・身体を最も優先して保護
- ❑ 被災者の事情（年齢・性別・障害の有無等）を踏まえ、適切に被災者を援護

各主体の責務

県民

- ❑ 自らの生命・身体を確保
- ❑ 地域住民と助け合い、地域の安全を確保

事業者

- ❑ 従業員・利用者の生命・身体を確保
- ❑ 知見や技術等を活用し、地域の安全を確保

学校等

- ❑ 児童生徒の生命・身体を確保
- ❑ 児童生徒が自らを守るために必要な措置

自主防災組織等

- ❑ 地域の安全を確保
- ❑ 県・市町村が実施する防災の取組に協力

消防団等

- ❑ 住民の生命・身体、財産を守るため、法令等に従って任務を遂行

市町村

- ❑ 住民の生命・身体、財産を守るため、法令等に従って防災活動を実施

県

- ❑ 県民の生命・身体、財産を守るため、法令等に従って防災活動を実施
- ❑ 防災に関する事務・事業の援助・総合調整

県民防災の日等

- ❑ 県民防災の日：5月26日
- ❑ 県民防災週間：5月20日～26日

フェーズ

主体		災害に備える段階（平時）	避難行動をとる段階	避難生活や復旧を行う段階
県民 事業者 学校等 自主防災組織等 消防団等 市町村 県	努力義務	□ 避難経路、家族の安否確認方法の確認 □ 備蓄品の備蓄・定期点検 □ 正確・迅速な情報収集手段の確認	□ 正確な情報に基づき直ちに適切な避難 □ 要配慮者の避難誘導	□ 地域社会の再生を図る行動 □ 避難生活における相互協力
		□ 避難経路、従業員の安否確認方法の確認 □ 備蓄品の備蓄・定期点検 □ 事業継続計画の作成	□ 正確な情報の収集・従業員への伝達 □ 直ちに適切な避難誘導	□ 事業の継続・早期復旧
		<建設業者・運輸業者> □ 避難、救出・救護への協力に関する理解	□ 住民の避難、救出・救護への協力	□ 施設の復旧・物資輸送への協力
		<医療業者・福祉事業者> □ 災害医療・福祉業務の体制構築	□ 速やかな災害医療・福祉業務の実施	□ 継続的な災害医療・福祉業務の実施
		□ 避難経路、児童生徒の安否確認方法の確認 □ 発達段階等に応じた防災教育・防災訓練	□ 直ちに適切な避難誘導 □ 県・市町村・関係機関との情報共有	□ 継続した学習機会の確保・早期復旧
		□ 防災に関する知識の普及 □ 地域特性等に合わせた防災訓練 □ 取組継続のためのコミュニティ強化	□ 直ちに適切な避難誘導 □ 救出・救護、出火防止・初期消火	□ 主体的な避難所運営
		□ 災害防除・被害軽減に必要な体制整備 □ 防災に関する知識の普及 □ 消防団員の加入促進	□ 直ちに情報収集・初動体制の確立 □ 救出・救護、消火活動、傷病者の搬送	
		□ 備蓄やT K B等の避難環境整備 □ 災害医療・福祉・ボランティアの環境整備 □ 受援体制の整備	□ 正確・迅速な情報発信 □ 避難・救助・医療等の応急体制の確立 □ 応急対策に必要な応援の要請	□ 行政機能の維持・早期復旧 □ 避難所運営・避難生活の支援 □ 被災者の心身のケア
		□ 県民の防災意識の醸成 □ 正確・迅速な情報発信体制の整備 □ 災害医療・福祉・ボランティアの環境整備	□ 正確・迅速な情報発信 □ 国・市町村・関係機関との情報共有 □ 避難・救助・医療等の応急体制の確立	□ 行政機能の維持・早期復旧 □ 避難所運営等を行う市町村等の支援
		□ 必要な財政措置 努力義務		